



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
TOKYO | NEW YORK | LONDON | FRANKFURT
www.aplawjapan.com

2021年12月6日

No.IDA_017

インド：遡及課税、中間的仲裁裁定、 および COVID-19 関連の規制緩和について

執筆者：弁護士 丹生谷 美穂 / 外国法事務弁護士（インド法）アシッシ・ジェジュルカール

概要

インドの法務・税務に関するトピックスとして、インド政府が2021年8月に「2021年租税改正法案」を提出した背景と注目すべき点、また、「中間的仲裁裁定」について、および「COVID-19 関連の規制緩和」について解説します。

1. 遡及課税について

インド政府は、2021年租税改正法案（The Taxation Laws (Amendment) Act, 2021）を2021年8月に提出しました。この法案の背景には、ある企業の課税問題があります。

A社の件

英国拠点のA社は、2007年5月、以下のようにB社からインドにおける電気通信事業を112億米ドルで買収しました。B社のケイマン諸島における会社（ケイマンB社）は、このインドの電気通信事業会社（C社）の67%の株式を、インド国外にある株式保有のための子会社を通じて間接的に保有していました。おそらく、このスキームは、二重課税回避条約に基づく、税務上の利益を得るために用いられていたと考えられます。

オランダにあるA社の持株会社がケイマンB社の株式全部を買収したことにより、A社の持株会社は、インド国外の株式保有子会社を通じて、C社の67%の株式を保有することとなりました。このケイマンB社の売買はケイマン諸島で行われたものではありませんが、その実質的な資産はインドの電気通信事業会社であるC社であると言えます。

2009年10月、インドの所得税務当局は、A社の持株会社に対して通知を発行しました。当局は、原資産はインドに所在し、B社とA社との間のケイマンB社の売買は株式売却に伴う、インドにおけるキャピタルゲイン課税を回避する目的であった、すなわち取得者であるA社は、所得税法上、取得対価をB社に支払う前に10%の源泉徴収税を控除する必要があったと指摘しました。

これに対してA社の持株会社は、この取引はケイマン諸島にある会社の株式の、ケイマン諸島での売買であるため、インド所得税法は適用されないと主張しました。しかし、インド税務当局は、ケイマンB社の唯一の資産はインドに所在するC社であるとして、A社の持株会社の主張を認めず、当該取引は脱税目的でケイマン諸島において実施されたものであると述べました。

この件については、その後、インドの下級裁判所におけるさまざまな訴訟を経て、最終的に、2012年に最高裁判所がA社の持株会社を支持する判決を下しました。しかし、その後になって、インド政府は1961年所得税法（Income-tax Act, 1961）の改正を可決しました。この改正法には遡及効が付与されたため、A社の持株会社はインド政府に対して合計約20億米ドルの源泉徴収税および遅滞利息を支払う義務を負うこととなりました。

2014年4月、A社の持株会社は、1995年11月6日付けの投資促進及び保護のためのインド・オランダ間の条約（Agreement between the Republic of India and the Kingdom of the Netherlands for the promotion and protection of investments）に基づき、インド政府に対する仲裁を申し立てました。

D社の件

また、インドの所得税当局は、2006年のD社の企業再編について、2014年に同様に租税の支払いを請求しましたが、同社もまた、2015年3月の英・印二国間投資協定に基づいて、インド政府による法改正の遡及的適用に対する異議を申し立てました。仲裁裁判所はD社に有利な裁定を下したため、同社はインド国外にあるインド政府の資産につき没収措置を取りました。このD社が得た裁定により、インド政府はD社に対して12億米ドルの支払い義務を負うこととなりました。

所得税法の遡及的な改正が可決された2012年以降、外国人投資家は、大きな不確実性を抱えています。現在、D社はインド政府の資産の差押えに動いており、インド政府は防御を余儀なくされています。このため、インド政府は、インド議会に租税改正法案を導入するための措置を講じました。

租税改正法案（The Taxation Laws (Amendment) Act, 2021）の要点

今回の租税改正法案で注目すべき点として、以下が挙げられます。

- (a) 将来的には、所得税改正の遡及効を生ずる日である2012年5月28日より前に完了した同様の取引については、租税請求は行われないうこととなります。今後、改正は2012年5月28日以降に行われる取引に適用されることとなります。
- (b) 2012年5月28日より前に行われた資産の間接移転については、係争中の訴訟の取下げや勝訴当事者（D社、A社など）による費用、損害賠償、利息等の請求がなされない旨の保証などの一定の条件が満たされた場合には、現在の租税支払い請求は撤回されます。
- (c) インド政府による税額還付においては、利子は付さずに還付されることとなります。

なお、関係する企業がインド政府に対する訴訟の取下げに同意するかどうかは興味深いところです。租税改正法案が企業に対して費用および損害の放棄を求めていることは、企業が訴訟取下げをしない要因となる可能性があると思われます。ただ、多くの税務専門家は、企業は、この租税改正法案に基づいて和解しない場合には、仲裁裁定を執行してインド政府から支払いを受けることが困難になるため、和解を選択するであろうと予想しています。

本来、インド政府は、このように物議を醸している間接移転に関する租税法は完全に撤回すべきであったと思われます。しかし、実際には今回の改正はそのようにはなりません。2012年5月

28日以降の移転については、引き続き「間接資本移転」に係る源泉徴収の対象となることとなります。

詳細については、以下をご参照ください。

<https://www.bbc.com/news/world-asia-india-58110615>

https://www.business-standard.com/article/economy-policy/experts-welcome-govt-s-move-to-scrap-retrospective-tax-121080501275_1.html

2. E社対F社の緊急仲裁について

F社は、G社に自社の小売事業を売却したいと考えていました。しかし、E社は、F社のスポンサー企業であるH社との間でF社の全株式を取得するコール・オプションの契約を締結していたため、F社の小売事業がG社に譲渡されると、その価値が著しく低下するとして、この売買に反対しました。

緊急仲裁

E社は、2020年10月、F社とG社の取引に対して緊急仲裁を申し立てました。これを受けてシンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre : SIAC）は中間的仲裁裁定を付与し、SIACによる最終的な裁定までの間、F社とG社の取引を停止しました。これに対してF社は、デリー高等裁判所に訴訟を提起し、最終的には最高裁判所に上訴しましたが、最高裁判所は仲裁法廷が付与した中間的仲裁裁定を支持しました。

中間的仲裁裁定とは？

中間的仲裁裁定は、権利侵害を被った当事者が、資産の保護またはその他の保護的救済を求める緊急的な救済方法です。中間的仲裁裁定が有意義なのは、仲裁廷の設置に時間がかかり、権利を侵害された当事者が保護命令を要求する場合です。中間的仲裁裁定は、当事者が中間的命令や保護命令を求めて現地の裁判所に申し立てを行う必要がないため、仲裁制度をより強力なものと言えます。

ここまで読んでいただいておりますが、「中間的仲裁裁定」と「中間的命令」との間には微妙な差異が存在します。すなわち、中間的仲裁裁定は本案に基づいて現在の問題を最終的に決定するものですが、中間的命令は暫定的、一時的な取り決めと言えます。

1996年のインド仲裁調停法（The Arbitration and Conciliation Act, 1996 : 仲裁法）においては、同法第44条の「外国裁定」に中間的仲裁裁定が含まれるかは明確ではありませんでした。しかし、最高裁判所が、この決定により仲裁法全体の目的解釈を行って、曖昧さを解消しました。今後は、中間的仲裁裁定はインドの裁判所が下した「判決」として執行可能となります。

最高裁判所は、2017年にインド政府によって構成されたHigh-Level Committeeの見解として、「国際慣行では緊急裁定の執行が支持されている（シンガポール、香港、英国はいずれも緊急裁定の執行を認めています）ことに鑑みると、インドにおいてもすべての仲裁手続において緊急裁定の執行を認めるべき時である」と繰り返し述べています。この最高裁判所の決定は、極めて喜ばしいものと言えます。

詳細については、以下をご参照ください。

<https://www.businessinsider.in/retail/news/amazon-wins-supreme-court-case-against-mukesh-ambani-reliance-retail-and-kishore-biyani-future-group/articleshow/85092072.cms>

https://www.business-standard.com/article/companies/amazon-scores-big-win-as-supreme-court-stalls-future-s-3-4-blm-retail-deal-121080600448_1.html

3. COVID-19関連の規制緩和について

取締役会

従来、取締役会は、会議場において対面の会議を開催し、定足数を満たす取締役が出席して財務諸表の承認や合併に関する事項等を審議、承認または否認することが求められていました。しかし、2021年6月15日、インド企業省（Ministry of Corporate Affairs : MCA）によって、ビデオ会議による取締役会開催を認める通知が発行されました。また、これに伴い、2014年会社（取締役会およびその権限）規則（Companies (Meetings of Board and its Powers) Rules, 2014）も改正されています。

臨時株主総会

臨時株主総会については、すでに2021年12月31日までに開催される臨時株主総会はビデオ会議による開催が認められています。これは注目すべき一歩であり、今後は年次株主総会についてもビデオ会議による開催が認められることが望まれます。

執筆者

弁護士 [丹生谷 美穂](#)（パートナー、東京弁護士会）
Email: miho.niunoya@aplav.jp

外国法事務弁護士（インド法） [アシシ・ジェジュルカール](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: ashish.jejurkar@aplav.jp

当事務所のインドプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム
Email: ipg_india@aplav.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。